

3 3 議案第 3 6 号関係

おいらせ町町税条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(用語)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、町が作成するものに納税者の住所及び氏名又は名称並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(4) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、町が作成するものに特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p><u>（徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）</u></p> <p><u>第 8 条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法は、その猶予する期間内においてその猶予に係る金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させるものとする。</u></p> <p><u>2 町長は、法第15条第 3 項又は第 5 項の規定により、同条第 1 項若しくは第 2 項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第 4 項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第 4 項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る町の徴収金を分割して納付し、又は納入させる</u></p>	<p>(用語)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、町が作成するものに納税者の住所及び氏名（法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(4) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、町が作成するものに特別徴収義務者の住所及び氏名（法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号）並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p><u>第 8 条から第17条まで 削除</u></p>

改正案	現行
<p>場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。</p> <p>3 町長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。</p> <p>4 町長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。</p> <p>5 町長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。</p> <p>(徴収猶予の申請手続等)</p> <p>第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</p> <p>(2) 納付し、又は納入すべき町の徴収金の年度、種類、納期限及び金額</p> <p>(3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額</p> <p>(4) 当該猶予を受けようとする期間</p> <p>(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付</p>	

改正案	現行
<p>又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）</p> <p>(6) <u>猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）</u></p> <p>2 <u>法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p>(1) <u>法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類</u></p> <p>(2) <u>財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類</u></p> <p>(3) <u>猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</u></p> <p>(4) <u>猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類</u></p> <p>3 <u>法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号から第6号までに掲げる事項</u></p> <p>4 <u>法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。</u></p> <p>5 <u>法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>猶予期間の延長を受けようとする町の徴</u></p>	

改正案	現行
<p><u>収金の年度、種類、納期限及び金額</u></p> <p>(2) <u>猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由</u></p> <p>(3) <u>猶予期間の延長を受けようとする期間</u></p> <p>(4) <u>第1項第5号及び第6号に掲げる事項</u></p> <p>6 <u>法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。</u></p> <p>7 <u>法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。</u></p> <p>8 <u>法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合は、町長が延長について不適切と判断した場合とする。</u> <u>(徴収猶予の取消し)</u></p> <p>第10条 <u>法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第1項に規定する債権とする。</u></p> <p>2 <u>法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合は、町長が取消しについて妥当と判断した場合とする。</u> <u>(職権による換価の猶予の手続等)</u></p> <p>第11条 <u>法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額（その納付又は納入を困難とする金額として令第6条の9の3で定める金額を限度とする。）をその猶予する期間内において分割して納付し、又は納入させるものとする。</u></p> <p>2 <u>第8条第2項から第4項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</u></p> <p>3 <u>法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p>(1) <u>第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類</u></p> <p>(2) <u>分割納付又は分割納入させるために必要となる書類</u></p> <p>4 <u>法第15条の5の3第2項の規定において読み</u></p>	

改正案	現行
<p><u>替えて準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、地方自治法第240条第1項に掲げる債権とする。</u></p> <p><u>5 法第15条の5の3第2項の規定において読み替えて準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合は、町長が取消しについて妥当と判断した場合とする。</u> <u>(申請による換価の猶予の申請手続等)</u></p> <p><u>第12条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。</u></p> <p><u>2 法第15条の6第2項に規定する条例で定める債権は、地方自治法第240条第1項に規定する債権とする。</u></p> <p><u>3 法第15条の6第2項に規定する条例で定める場合は、町長が換価の猶予について適当でないと判断した場合とする。</u></p> <p><u>4 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額(その納付又は納入を困難とする金額として令第6条の9の3で定める金額を限度とする。)をその猶予する期間内において分割して納付し、又は納入させるものとする。</u></p> <p><u>5 第8条第2項から第4項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</u></p> <p><u>6 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 町の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細</u></p> <p><u>(2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項</u></p> <p><u>(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額</u></p> <p><u>7 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。</u></p>	

改正案	現行
<p>8 <u>法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>第9条第1項第6号に掲げる事項</u></p> <p>(2) <u>第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項</u></p> <p>(3) <u>第6項第3号に掲げる事項</u></p> <p>9 <u>法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。</u></p> <p>10 <u>法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する法第15条の2第9項第4号に規定する場合は、町長が延長について不適切と判断した場合とする。</u></p> <p>11 <u>法第15条の6の3第2項の規定において読み替えて準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、地方自治法第240条第1項に規定する債権とする。</u></p> <p>12 <u>法第15条の6の3第2項の規定において読み替えて準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合は、町長が延長について不適切と判断した場合とする。</u> <u>(担保を徴する必要がない場合)</u></p> <p><u>第13条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。</u></p> <p><u>第14条から第17条まで 削除</u> (公示送達)</p> <p>第18条 <u>法第20条の2の規定による公示送達は、おいらせ町公告式条例（平成18年おいらせ町条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</u></p> <p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第18条の2 町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下この条において「申告等」という。）</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第18条 <u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第20条の2の規定による公示送達は、おいらせ町公告式条例（平成18年おいらせ町条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</u></p> <p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第18条の2 町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下この条において「申告等」という。）</p>

改正案	現行
<p>に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 略</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号 <u>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。)</u>、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(町民税の減免)</p> <p>第51条 略</p> <p>2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の氏名 <u>及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(施行規則第15条の3第2項の規定による補正)</p>	<p>に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 略</p> <p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(町民税の減免)</p> <p>第51条 略</p> <p>2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の氏名 <u>又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)</u> 又は <u>法人番号</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(施行規則第15条の3第2項の規定による補正)</p>

改正案	現行
<p>の方法の申出)</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号<u>(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)</u>(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 略</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第89条 略</p> <p>2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び</p>	<p>の方法の申出)</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第71条 略</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第89条 略</p> <p>2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び</p>

改正案	現行
<p>個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。<u>以下この号及び次条において同じ。</u>）又は法人番号（<u>同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。</u>）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>3 略</p> <p>（特別土地保有税の減免）</p> <p>第139条の3 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び<u>法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）</u>（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 略</p>	<p>個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>3 略</p> <p>（特別土地保有税の減免）</p> <p>第139条の3 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前7日</u>までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び<u>個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）</u>又は<u>法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p>